

8

誘導施策

8.1 誘導施策の設定方針

8.1.1 誘導施策の分類

誘導施策とは、第 4 章で定めた基本方針や誘導方針を踏まえ、居住誘導区域への住居の誘導、都市機能誘導区域への都市機能の誘導及び両区域を結ぶ公共交通のネットワーク形成を実現するために行うものです。誘導施策を実施主体別に分けると、以下のとおりとなります。

表 13 実施主体別の誘導施策

① 国等が直接行う施策	≪誘導施設に対する税制上の特例措置≫ ・都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例 ≪民間都市開発推進機構による金融上の支援措置≫ ・都市再生整備計画区域内における民間都市再生整備事業に係る支援措置	
② 国の支援を受けて市町村が行う施策	≪居住誘導に関する施策（居住者の利便の用に供する施設の整備）≫ ・都市構造再編集中支援事業 ・都市再生整備計画事業 ・スマートウェルネス住宅等推進事業 等 ≪都市機能誘導に関する施策（誘導施設の整備、歩行空間の整備などに対する支援施策）≫ ・都市構造再編集中支援事業 ・都市再生整備計画事業 ・集約都市形成支援事業 ・まちなかウォークラブル推進事業 等 ≪公共交通等に関する施策（公共交通の確保を図るため交通結節機能の強化・向上）≫ ・都市構造再編集中支援事業 ・都市再生整備計画事業 ・都市・地域交通戦略推進事業 ・地域公共交通再編事業 等	
③ 市町村が独自に講じる施策	≪居住を誘導するために市町村が講じる施策≫ ○居住誘導区域内の住宅の立地に対する支援措置 例)家賃補助、住宅購入費補助 等 ○基幹的な公共交通網のサービスレベルの確保のための施策 等 ○居住誘導区域外の災害の発生のおそれのある区域については、災害リスクをわかりやすく提示する等、当該区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置 ○都市のスポンジ化対策のための制度活用	≪誘導施設の立地を誘導するために市町村が講じる施策≫ ○民間事業者に対する誘導施設の運営費用の支援施策 等 ○市町村が保有する不動産の有効活用施策等 例)公有地の誘導施設整備への活用 ○福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和 ○民間事業者の活動のための環境整備・人材育成 ○金融機関との連携による支援 ○都市のスポンジ化対策のための制度活用

資料：立地適正化計画作成の手引き（令和 5 年 3 月版）

8.1.2 誘導施策の設定方針

当町が取り組む誘導施策（前項③ 市町村が独自に講じる施策）は、第 4 章で定めた都市づくりの誘導方針及び都市再生措置法第 81 条に記載の内容を踏まえ、以下の施策を実施します。

居住誘導に関する施策、都市機能誘導に関する施策、公共交通等に関する施策、防災に関する施策に分けて整理します。

なお、本計画における誘導施策は、上位計画である「府中町第 4 次総合計画」、関連計画である「府中町都市計画マスタープラン」「府中町地域公共交通計画」等における取り組みに則して進めていきます。

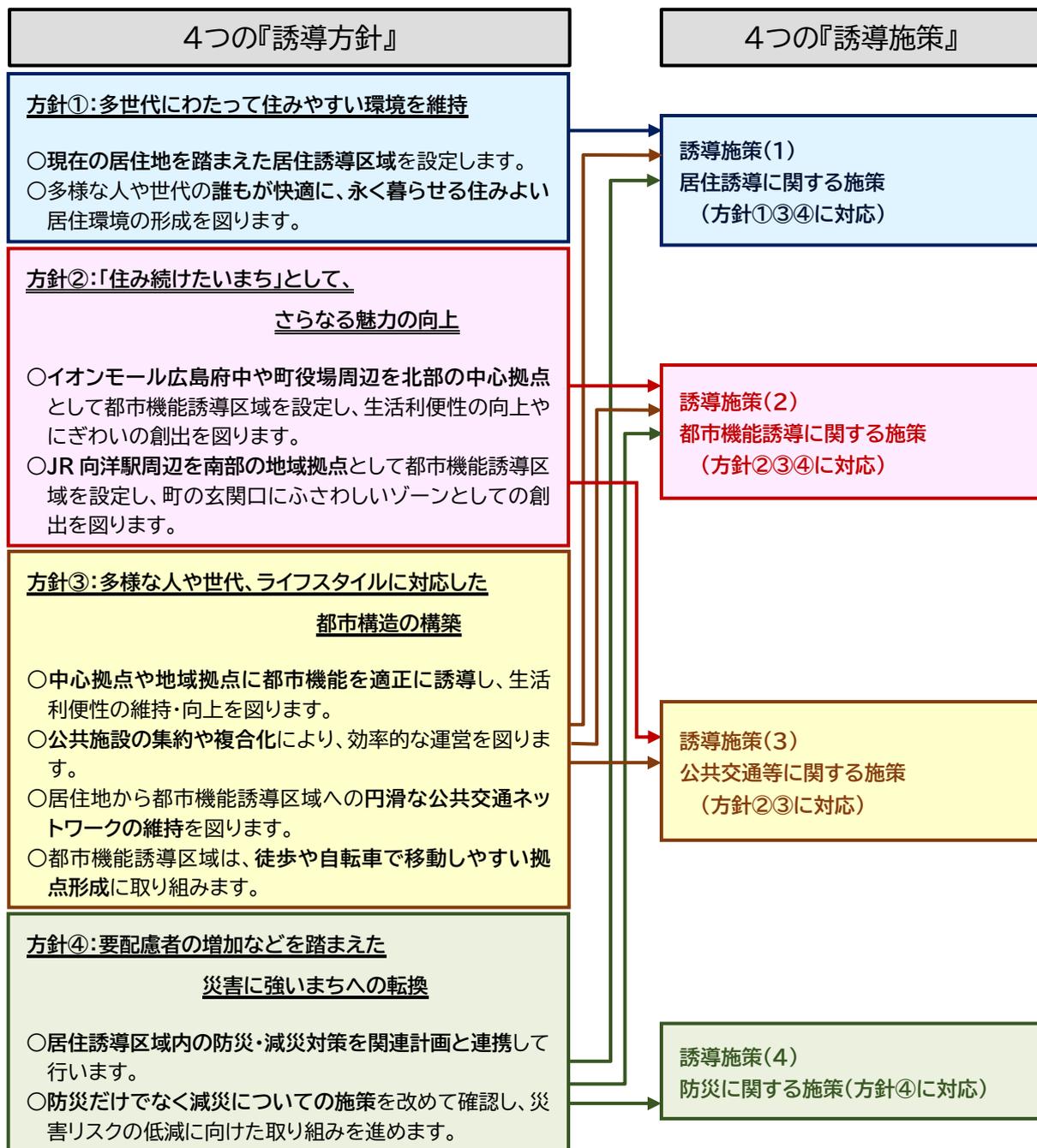


図 51 誘導方針と誘導施策の関係

8.2 誘導施策

8.2.1 居住誘導に関する施策

現在の居住地を維持しつつ、多様な人や世代の誰もが快適に暮らせる居住環境の形成のための施策を実施します。

	分類	誘導施策	誘導施策の概要
主な取り組み	土地利用	区域区分の見直し	○災害リスクの高い区域等について、居住者等の意見を踏まえ、市街化区域から市街化調整区域に編入する取り組み（逆線引き）を推進します。
		計画的な土地利用の誘導	○計画的な土地利用を誘導することで、人口減少社会においてもまちの活力や生活利便の失われることのない持続可能なまちを次世代へ継承します。
	都市基盤整備の推進	都市施設の整備	○幹線道路を補完する生活道路を整備することで、密集市街地の改善や、安全な歩行者空間等を確保し、暮らしやすい都市空間を創出します。
			○広域幹線道路は、一部を除き拡幅整備が進んでいない状況であるため、関係機関との調整により早期整備に努めます。
	住環境の整備	住環境の向上	○ゆとりある住まいづくり、安心して暮らせる住まいづくり、快適に暮らせる住まいづくりに関する住宅施策を推進します。
		歩行者空間の充実	○歩行者に優しい道路整備を重視し、歩道の拡幅や新設、段差解消など、歩行者空間の一層の充実を推進します。また、榎川沿いの松並木は、歴史・文化拠点につながる重要な景観軸として保全を図るとともに、歩行者空間の整備を推進します。
	環境対策の推進	低炭素型のまちづくりの推進	○まち全体として温室効果ガスを削減させる低炭素型の社会システムづくりを推進します。 ○二酸化炭素吸収源の一翼を担う森林の適正な管理を行い、自然環境の保全を図ります。
	まちの魅力発信	イメージの向上	○まちの魅力を町内外へ発信することで、「住んでよかった」「住んでみたい」「これからも住み続けたい」と実感できるまちとしてのイメージの向上・定着を図ります。
地域コミュニティ	地域の活性化	○地域住民の交流、活動、コミュニティの場を提供するとともに、住民と行政との連携・協働によるまちづくりを推進します。	

8.2.2 都市機能誘導に関する施策

各都市機能誘導区域において誘導施設を適正に誘導し、生活利便性の維持・向上や賑わいの創出を図るとともに、JR 向洋駅周辺については、南部の地域拠点、町の玄関口にふさわしいゾーンとしての創出を図るための施策を実施します。

	分類	誘導施策	誘導施策の概要
主な取り組み	拠点形成	拠点性の向上	○中心拠点において、公共交通及び広域幹線道路の利便性を活かし、住民の生活拠点として、また、広域から人を集める賑わいの場として、商業、業務、行政サービス等の都市機能を集約します。
			○JR 向洋駅周辺は町の玄関口に相応しい公共交通の結節拠点機能の強化を図り、区画整理区域内や幹線道路沿いでの生活利便施設の立地誘導や都心居住の促進を図ります。
	施設整備・機能強化	施設整備	○JR 向洋駅をはじめとする交通結節機能を有する集約拠点や商業地などでは、今後、商業・業務機能等の充実に伴い、自動車・自転車によるアクセス需要の増大が見込まれるため、需要を発生させる施設管理者等による駐車場・駐輪場の整備を指導するなど、公共と民間の適切な役割分担のもとで、総合的かつ計画的な駐車場・駐輪場の整備に努めます。
		施設の再編	○建替えの優先順位が高い府中南公民館は、同様に老朽化が進行し、耐震性も確保されていない施設との複合化について検討を行います。
	移動環境の改善	拠点地区等での歩行者空間のバリアフリー化	○拠点地区等において、交通結節点等と公共施設をはじめとする不特定多数の人が利用する建築物とをつなぐ道路空間のバリアフリー化を推進し、拠点地区内での移動環境の向上や公共交通の利用促進を図ります。
		歩行者空間の充実	○歩行者に優しい道路整備を重視し、歩道の拡幅や新設、段差解消など、歩行者空間の一層の充実を推進します。また、榎川沿いの松並木は、歴史・文化拠点につながる重要な景観軸として保全を図るとともに、歩行者空間の整備を推進します。

8.2.3 公共交通等に関する施策

居住地と都市機能誘導区域を結ぶ円滑な公共交通ネットワークの維持を図るとともに、都市機能誘導区域は、徒歩や自転車で移動しやすい環境を形成するための施策を実施します。

	分類	誘導施策	誘導施策の概要
主な取り組み	公共交通 利便性の 向上	ネットワーク の構築	○年齢や地域に格差なく日常生活において誰もが自由に安心して「おでかけ」できる地域公共交通ネットワークを構築します。
		各交通モード の接続改善	○JR 向洋駅周辺について、駅前広場や道路整備の進捗にあわせ、駅前への路線バスやコミュニティバスの接続の検討、タクシー待機場の確保など、鉄道と他の交通モードとのスムーズな乗換えに取り組みます。
	安全対策 の推進	地域安全活動 の推進	○交通弱者の交通安全対策の推進に取り組みます。
	移動弱者 への対策	施設の ユニバーサル デザイン化の 推進	○道路や公共施設等のバリアフリー化を推進し、移動空間等の質の向上を図ります。
			○JR 向洋駅周辺について、新設駅舎や駅周辺の道路等は、誰もが便利に安心して利用できるよう、ユニバーサルデザイン化を推進します。
	公共交通 利用促進	バスの定時性 の改善	○バス運行の遅れに対する抵抗感を少しでも軽減するため、利用者の多いバス停へのバス接近表示モニターの導入について、交通事業者と連携し検討を進めます。
		円滑な移動の ための 環境整備	○高齢者や障がい者、ベビーカー利用者等が利用しやすいよう、低床バスやユニバーサルデザインタクシー（UD タクシー）の導入を計画的に進めます。

8.2.4 防災・減災に関する施策

居住誘導区域内の防災・減災対策について、防災だけでなく減災についての施策を改めて確認し、災害リスクの回避、低減に向けた取り組みを関連計画と連携して進めていきます。

主な取り組み	分類	誘導施策	誘導施策の概要	
	災害リスクの回避	災害リスクの低いエリアへの住宅の誘導	○災害リスクの高い区域等について、居住者等の意見を踏まえ、市街化区域から市街化調整区域に編入する取り組みを推進します。	
			○転居などの機会に合わせ、災害リスクの高いエリアの居住誘導区域から災害リスクの低いエリアへの住宅の立地を誘導します。	
	災害リスクの低減（ハード）	住宅・建築物等の対策	○震災時の被害を軽減するため、建築物の耐震化に関する事業展開を検討します。また、主要な幹線道路沿線や、都市機能が集積する商業系の地区では、防災性の向上のため、防火・準防火地域の指定を検討します。	
			○公共下水道（雨水）については、施設の長寿命化対策等を図りながら適切な維持管理を行い、大規模な降雨時等の更なる安全性の確保に努めます。	
		土砂災害対策の推進	○警戒区域等に指定された場合においては、府中町地域防災計画を基本として、避難体制の充実・強化、砂防事業の重点実施について広島県への要請を行うほか、災害に対応する住宅施策の促進等に取り組みます。	
	災害リスクの低減（ソフト）	住民と行政が連携した防災の推進	○災害への対応能力向上と住民の防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織の育成支援を行い、住民と行政が連携した防災の仕組みづくり等を推進します。	
			防災体制の充実・強化	○迅速かつ正確な情報収集・伝達体制の構築を図ります。
				○避難場所の機能強化や備蓄物資の改善・充実を進めます。
	○被災後において、適時適切な住民等の支援に努めます。			